

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和2年8月3日(月曜日) 第623号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

表 彰	△令和2年「海の日」海事関係功労者 国土交通大臣表彰	・・・P1
	△令和2年「海の日」海事関係功労者 北陸信越運輸局長表彰	・・・P1
公 示	△準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について	・・・P3
	△一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可等に係る事前試験の合格者について	・・・P3

○ 表 彰

■令和2年「海の日」海事関係功労者 国土交通大臣表彰受賞者(北陸信越運輸局関係)(海事部)

功績が顕著である下記の方々は、令和2年7月23日付で国土交通大臣より表彰されました。

・事業功労 (敬称略)

職 名	氏 名	功績概要	県別
中村造船所 代表	中村 浩	多年にわたり造船事業の振興に努め、斯界の発展に寄与した	新潟県

・永年勤続功労 (敬称略)

職 名	氏 名	功績概要	県別
株式会社 ハイメックスキタヤマ 業務第一課長	前田 健一	多年にわたり造船関連業務に精励した	新潟県

■令和2年「海の日」海事関係功労者 北陸信越運輸局長表彰受賞者(海事部)

功績が顕著である下記の方々を、令和2年7月23日付で表彰いたしました。

・事業功労 (敬称略)

職 名	氏 名	功績概要	県別
一般社団法人 日本海事代理士会 北陸信越支部長	森田 芳典	多年にわたり海運関係事業の振興に努め、斯界の発展に寄与した	富山県
本間造船所 代表	本間 健二	多年にわたり造船事業の振興に努め、斯界の発展に寄与した	新潟県
塩谷造船株式会社 代表取締役社長	塩谷 豊治	同 上	石川県

新潟ダイヤ工業有限会社 代表取締役	桑野 成幸	多年にわたり造船関連事業の振興に努め、斯界の発展に寄与した	新潟県
渡辺鉄工所 代表	渡邊 隆史	同 上	新潟県
株式会社 リンコーコーポレーション 代表取締役社長	南波 秀憲	多年にわたり港湾運送事業の振興に努め、斯界の発展に寄与した	新潟県

・永年勤続功労

(敬称略)

職 名	氏 名	功績概要	県別
佐渡汽船株式会社 両津貨物支店 貨物係長	武田 幸夫	多年にわたり内航海運業務に精励した	新潟県
佐渡汽船株式会社 両津貨物支店 技能係	大坂 辰夫	同 上	新潟県
佐渡汽船株式会社 新潟貨物支店 貨物係主任	下谷 和浩	同 上	新潟県
佐渡汽船株式会社 両津貨物支店 班長	山本 敏幸	多年にわたり旅客航路業務に精励した	新潟県
佐渡汽船株式会社 貨物課長	野崎 直行	同 上	新潟県
佐渡汽船株式会社 輸送課 係	吉田 登	同 上	新潟県
粟島汽船株式会社 運航課長	本保 光一	同 上	新潟県
株式会社IHI回転機械エンジニアリング 製造グループ機械2係	竹入 増男	多年にわたり造船関連業務に精励した	長野県
株式会社 リンコーコーポレーション 運輸本部東港支社現業部 副職長	大野 広司	多年にわたり港湾運送業務に精励した	新潟県
株式会社 リンコーコーポレーション 運輸本部臨港支店 職長代理	中村 光男	同 上	新潟県
株式会社 リンコーコーポレーション 運輸本部東港支社 CY 業務部 主任職長代理	永井 茂夫	同 上	新潟県
富士運輸株式会社 現業部総作業長	渡邊 正憲	同 上	新潟県
伊勢湾海運株式会社 信越支店 支店長	中嶋 浩人	同 上	長野県
伊勢湾海運株式会社 信越支店 課長代理	小松 正一	同 上	長野県
伊勢湾海運株式会社 富山支店 支店長代理	上谷 善文	同 上	富山県
諏訪倉庫株式会社 長野支店 現業課長	御子柴 慶信	多年にわたり倉庫業務に精励した	長野県
諏訪倉庫株式会社 塩尻支店 現業課長	滝脇 誠	同 上	長野県
下諏訪倉庫株式会社 統括支店長	沖津 守重	同 上	長野県
株式会社 ミツノリ 金沢支店 次長	宮川 清	同 上	石川県

新潟水先有限会社 船長	伊藤 工	多年にわたり船員として職務に精励した	新潟県
日本海曳船株式会社 機関長	本間 英博	同 上	新潟県
佐渡汽船シップマネジメント株式会社 甲板長 当直部員（甲板）兼救命艇手	平片 弘幸	同 上	新潟県
佐渡汽船シップマネジメント株式会社 調理長兼限定救命艇手	石川 一人	同 上	新潟県
粟島汽船株式会社 船長	富樫 春夫	同 上	新潟県

○ 公 示

■ 公示第 1 4 号（自動車交通部）

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 2 3 年 5 月 2 0 日付け公示第 1 2 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は 5 頁参照

■ 公示第 1 5 号（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について

令和 2 年 7 月 2 9 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号）に基づき、令和 2 年 7 月 2 2 日に実施した事前試験合格者を下記のとおり発表する。

記

【法令のみ】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	202007 新潟 01
富山交通圏	202007 富山 01
富山交通圏	202007 富山 02
金沢交通圏	202007 金沢 01
金沢交通圏	202007 金沢 02
金沢交通圏	202007 金沢 03

個人タクシー事前試験結果

【試験実施日：令和2年7月22日】

	法令試験 (40点満点)	地理試験 (40点満点)
申込者数	7人 (うち法令のみ受験者7人)	
合格者数	6人	
最高点	40点	—
最低点	31点	—
平均点	38.1点	—

以上

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和3年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）
この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和2年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。